

○富士見市立図書館障害奉仕事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教委規則第4号。以下「規則」という。）第2条第9号に基づき富士見市立図書館の障害奉仕について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 障害奉仕を受けることができる者は、規則第5条の登録をした富士見市在住者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持しない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害を有する者
- (2) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持しない者で同制度で規定するA又はBの障害を有する者
- (3) 前2号に掲げる者に該当すると指定管理者が認めた者

(資料)

第3条 障害奉仕で提供する録音資料・点字資料等（以下「資料」という。）は、当館が所蔵しているもの、又は図書館間相互貸借で借受けできるものとする。ただし、どこも所蔵・制作していない資料については当館で制作、又は他館に制作依頼を行い提供するよう努める。

(貸出期間・貸出冊数)

第4条 資料の貸出期間及び冊数は富士見市立図書館の図書に準じる。ただし、指定管理者が必要と認めたときは変更することができる。

(郵便等送付サービスによる貸出し)

第5条 郵便等送付サービスによる貸出しを受けることができる者は、当分の間、視覚障害者のみとする。貸出しの申込みは、電話等で行うことができる。

(対面朗読)

第6条 対面朗読を希望する者は、希望する日の2日前までに申込まなくてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。